(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年5月8日

直富商事株式会社

代表取締役 木下繁夫 様

長野市長 荻 原 健 司

令和6年3月21日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適 正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

1 提出のあった事業計画概要書		
(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	長野市大字大豆島3397番地 6 直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫	
(2) 廃棄物の処理施設の 設置の場所	長野市大字大豆島字上之島3397番6、3397番7	
(3) 廃棄物の処理施設の 種類	一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (切断施設)) 一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (圧縮施設)) 一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 (圧縮・結束施設))	
(4) 処理を行う廃棄物の 種類	(1) 切断処理する一般廃棄物 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類、繊維くず (以上いずれも、処理困難物に限る。)、紙くず、木くず (2) 圧縮処理する一般廃棄物 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず類(以上いず れも金属くずに付着するものに限る。) (3) 圧縮・結束処理する一般廃棄物 廃プラスチック類(ペットボトル及び処理困難物に限る 。)、金属くず、ガラスくず類、繊維くず(以上いずれも 、処理困難物に限る。)、紙くず、木くず	
(5) 廃棄物の処理施設の 処理能力	 (1) 切断施設 162.25 t / 日 (稼働時間11時間) (2) 圧縮施設 46.75 t / 日 (稼働時間11時間) (3) 圧縮・結束施設 廃プラスチック類 233.2 t / 日、紙くず 228.8 t / 日 (以上いずれも、稼働時間11時間) 	

	変更後	変更前	
	切断処理する一般廃棄物	切断処理する一般廃棄物	
	廃プラスチック類、金属く	魔プラスチック類、ガラス	
	ず、ガラスくず類、繊維く	くず類、繊維くず(以上い	
	ず(以上いずれも、処理困	ずれも、処理困難物に限る	
	難物に限る。)、紙くず、木	。)、紙くず、木くず	
	くず		
	圧縮処理する一般廃棄物	新規	
	金属くず、廃プラスチック		
	類、ガラスくず類、木くず		
	(以上いずれも、金属くず		
	に付着するものに限る。)		
(6) 変更の概要(変更許 可等の場合)			
	ごみ処理施設		
	(1) 金属くず、廃プラスチ	(1) 新設	
	ック類、ガラスくず類、木		
	くず(以上いずれも、金属		
	くずに付着するものに限る		
	。) の切断施設		
	(2) 金属くず、廃プラスチ	(2) 新設	
	ック類、ガラスくず類、木		
	くず(以上いずれも、金属		
	くずに付着するものに限る		
	。) の圧縮施設		
	(3) 廃プラスチック類、紙	(3) 新設	
	くずの圧縮・結束施設		
	(1) 大豆島下区		
	(2) 朝陽南屋島区		
(7) 周辺地域の範囲及び	長野市(処理施設のある事業場敷地境界から概ね 200m		
その根拠	の区域)		
	根拠:長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3		
	第 1 項 (5)		
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民		
	周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者		
	周辺地域内で農業、林業、流		
	根拠:条例第45条第2項及C	び条例施行規則第40条第1号	

(9) 関	関係住民に対する事
業計画	画概要説明会の開催
日時及	とび場所

令和6年5月31日(金) 午後6時 長野地域職業訓練センター

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関 する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。